発明者等への実施補償金等、実施料所得の配分に関する運用基準

学校法人日本医科大学知的財産取扱規程に規定する実施補償金等について、その運用基準を以下のとおり定める。

1.（定義）

イ．実施補償金とは、特許法第35条第4項に定める相当の利益を意味する。

ロ．実施料収入とは、本法人が自己の知的財産権又は第三者と共有する知的財産権（以下、併せて「本知的財産権」という。）につき、共有の相手方が実施して又は第三者に実施許諾等をして得られる一時金及びランニングロイヤリティー等の収入をいう。

ハ．直接経費とは、本法人が本知的財産権の出願、維持・管理、技術移転等に要した費用をいう。

ニ．本法人購入分実施料とは、実施料収入のうち、本法人が購入した実施製品に係る実施料をいう。

ホ．所属とは、学校法人日本医科大学組織規程第3条第1項各号に定める各組織機構をいう。

ヘ．部署とは、所属内に設置されている分野、診療科、部、研究室、部門、教室、講座、事務室等をいう。

2.（発明者等への実施補償金）

イ．発明者等への実施補償金は、当該年度実施料収入から直接経費及び本法人購入分実施料を控除した金額に50%を乗じて算出される金額を支払うものとし、発明者等が複数の場合は更に各自の権利の持ち分を乗じた金額を各発明者等にそれぞれ支払う。

ロ．発明者等が本法人を退職した後も、発明者等への実施補償金の支払いは在職中と同様に取り扱う。

ハ．発明者等が死亡したときは、その相続人が、当該発明者等への実施補償金に関する権利を承継する。

3.（部署への配分）

イ．部署への配分額は、当該年度実施料収入から直接経費及び本法人購入分実施料を控除した金額に20%を乗じて算出される金額とし、発明者等が指定した部署に予算配分する。

ロ．配分する部署及び配分額は、発明者等が（複数の場合は相談の上）指定して所定の様式にて理事長に届け出るものとする。

ハ．知財センター事務室は、発明者等を通じて、書面により配分する部署の長へ配分額を連絡する。

ニ．前記イからハの規定にかかわらず、発明者等が本法人を退職した後は、当該年度実施料収入から直接経費及び本法人購入分実施料を控除した金額に20%を乗じて算出される金額を、当該発明者等の退職時の所属に応じ、次の部署に予算配分するものとする。なお、複数の発明者等の一部が退職した場合は、退職した各発明者等の権利の持ち分に係る部署配分についてのみ、当該発明者等の退職時の所属に応じて次の部署に予算配分し、在職中の発明者等の権利の持ち分に係る部署配分については上記ロによるものとする。また、複数の発明者等の全部が退職した場合は、退職した各発明者等の権利の持ち分及び当該発明者等の退職時の所属に応じ、次の部署にそれぞれ予算配分するものとする。

発明者等の退職時の所属	予算配分部署
日本医科大学	日本医科大学研究部
日本獣医生命科学大学	日本獣医生命科学大学研究部
日本医科大学看護専門学校	看護専門学校事務室
上記以外の所属（上記所属のいずれかと上記以外の所属との兼務の場合は、上記所属とする。）	本法人

ホ．知財センター事務室は、書面により前記イ及び前記ニの予算措置を事務部の担当課に依頼する。

4．（発明者等が所属する部署が直接経費を負担した場合の措置）

発明者等が所属する部署が直接経費を負担した場合には、実施料収入から直接経費を控除後、控除した直接経費から当該部署に対して、部署負担分を予算配分する。

5．（残金の取り扱い）

当該年度実施料収入から発明者等への実施補償金及び部署への配分額を控除した残金については、本法人の事業活動収入とする。

附 則

この運用基準は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和 8 年 10 月 13 日から施行する。